様式１（第３条関係）

御杖村蜂等駆除用防護服借用申請書

　　年　　月　　日

御杖村長　あて

**御杖村蜂等駆除用防護服貸出に関する要綱第３条の規定により、防護服の借用を申請します。また、同告示の規定を遵守し、駆除等に伴う事故又は破損については、すべて私（駆除実施者）が補償の責務を負います。**

申請者

住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　（　　　　　）　　　―

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用期間 | 年　　月　　日（　）から  年　　月　　日（　）まで | (　　日間)閉庁日を除く |
| 使用場所 | 御杖村 | |
| 使用目的 | 蜂の駆除（種類：ｽｽﾞﾒﾊﾞﾁ　ｱｼﾅｶﾞﾊﾞﾁ　ﾐﾂﾊﾞﾁ　その他　　　　　　）  その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| 駆除実施者 | 申請者と同じ　　　（異なる場合は次に記載のこと）  住所  氏名　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 | |

貸出条件　１　御杖村蜂等駆除用防護服貸出要綱を遵守し、事故又はけが人が発生しないように注意すること。

２　蜂に刺される等の事故及びけが人等が発生した場合、駆除実施者が補償等全ての責務を負うものとする。

３　防護服を上記以外の目的での使用、転貸又は営利目的での使用はできません。

４　貸出期間満了までに防護服一式を点検し、返却すること。

５　防護服を亡失し、又は破損したときは、申請者がその損害を賠償するものとする。

注意事項　１　防護服を着用すると密閉され大変暑くなりますので、冷却タオル等の使用をお薦めします。また、汗を吸い取るために長袖・長ズボンを着用してください。

２　使用後は防護服についた汗や汚れをふきとり、乾燥させてから返却してください。

連絡先　　住民生活課　　TEL:0745-95-2001

＊事務処理欄（申請者は記入しないで下さい）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 貸出年月日 | 年　　　月　　　日（　　）　　　時 | 担当 |  |
| 本人確認 | 運転免許証・健康保険証・その他（　　　　　　　） |
| 要綱の内容および注意事項の説明を行い、複写を渡した | |
| 返却年月日 | 年　　　月　　　日（　　）　　　時 | 担当 |  |
| 破損の有無 | 無・有（破損箇所　　　　　　　　　　　　　） |

御杖村蜂等駆除用防護服貸出要綱

（目的）

第１条 この要綱は、蜂等の昆虫を安全に駆除するための駆除用防護服(以下「防護服」という。)を貸出し、村民が安全かつ快適に生活することのできる環境づくりに資することを目的とする。

（貸出対象者）

第２条 防護服の貸出対象者は、村内に住所を有する個人又は団体等とする。ただし営利を目的とした個人又は団体等には貸出しをしない。

（申請）

第３条 防護服の貸出しを受けようとする者は、蜂等駆除用防護服借用申請書を村長に提出しなければならない。

２ 申請する者は、運転免許証等の住所、氏名が確認できるものを提示しなければならない。

（貸出期間）

第４条 防護服の貸出期間は、貸出した日の翌日から起算して、役場の閉庁日を除く３日以内とする。ただし、村長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（受付および返却の場所と時間）

第５条 貸出しの申請、貸出しの実施及び返却の場所は御杖村役場住民生活課とし、受付時間は午前８時30分から午後５時までとする。

２ 返却に際しては、防護服の点検及び確認を受けるものとする。

（貸出費用）

第６条 防護服の貸出料は、無料とする。

（目的外使用等の禁止）

第７条 防護服の貸出を受けたもの（以下「駆除実施者」という。）は、防護服を駆除以外の目的に使用し、又はこれを第三者に転貸し、若しくは譲渡してはならない。

（防護服の返還）

第８条 駆除実施者は、貸出期間が満了した場合又は使用終了した場合は、直ちに防護服を返還しなければならない。

（駆除計画）

第９条 駆除実施者は、蜂の巣等の状態及び周囲の状況を把握し、必要に応じて周辺住民に駆除する旨を周知するほか、駆除に際し、事故及びけが人のないように十分な注意を払わなければならない。

（駆除実施者の責務）

第１０条 防護服を故意に破損、若しくは汚損し、又は紛失した場合、駆除実施者は弁済の責務を負うものとする。

２ 防護服は作業の安全を高めることを主旨としており、蜂等の駆除において、蜂に刺される等の事故及びけが人等が発生した場合、駆除実施者が補償等全ての責務を負うものとする。

３　村長は、蜂駆除者の責めに起因する損害、障害等についての損害責任は負わない。防護服の構造に起因する事故等についても、また同様とする。

（経費）

第１１条 蜂等の駆除に要する経費は、駆除実施者の負担とする。

（その他）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。